

作者・官位表記異同にみる

『続千載和歌集』の諸伝本と撰集過程

中 條 敦 仁

一、はじめに

続千載和歌集は、第十五番目の勅撰集で、下命者は後宇多院、撰者は二条為世である。また、撰集にあたって開闔・連署がおかれており、開闔は法印長舜、連署は為藤・為定・定為・長舜・国冬・国道の六名であった。この続千載集の撰集は、後宇多院、為世にとつては、新後撰和歌集について二度目の勅撰集の企てである。

続千載集は、従来あまり研究されておらず、現存伝本の整理・分類も進んでいない状況であった。そこで、稿者は、三十種の伝本の調査を行なった。その結果、伝本間の和歌の出入りが激しく、総歌数がもっとも多いもので二一四八首、最小のもので二一一八首とその差三〇首であることがわかった。よって、諸伝本間の和歌の出入りによ

り、伝本の整理・分類を行なった。^① その分類基準の一つとして、巻第十一・恋一 平重村の「くちはてんのちこそ
あらめそてにせくなみたよしはしひとにしらるな」(一〇五六)の次に位置する歌(一〇五七)が

(恋の哥中に)

権律師実性

A なみたこそをさふる袖にあまるとも我とはいかゝ人にもらさん

(恋の哥中に)

権律師実性

B せく袖のくちはなにかこてとて猶もりぬへきなみたなるらむ

のどちらかということ、この二首はおそらく差し替えられたと考えられる歌であるが、この二首どちらを有する
かにより、大きく二系統に分類できる。また、その三〇首の歌の有無によってさらに伝本をいくつかの類に分類で
きる^②ことがわかった。

以上に述べたように、和歌の出入りも激しく、また差し替えられたであろうA・B歌のどちらがよいかという問
題もあり、和歌の出入りによる分類方法では、精撰・未精撰の系統を決定、各伝本の位置付けを行なうことは大変
難しい。このようなことから、拙稿においては、伝本により各々の系統の位置付けがまだ行なえておらず、整理・
分類にとどまっているのが現状である。

だが、精撰・未精撰系統の決定と現存伝本の位置付けは、やはり行なわなければならない。そこで、和歌の出入
り以外の方法により、考察することが必要となる。その方法として注目すべきものは、一つに、本文異同による分
類。一つに、作者表記・官位表記異同による分類。があげられよう。そこで、本稿では、このうち二つ目あげた

作者表記・官位表記異同により分類を行なってみたいと思う。

続千載集の作者表記・官位表記に目を向けると、その表記はかなり乱れており、しかもそれは、諸伝本間の異同に留まらず、一伝本中にも起こっているのである。このことについて福田秀一氏は「晩年の為世は、作者の官位表記を統一するような神経を持っていなかったのかもしれない。」と述べておられる。確かに、続千載集撰集当時為世は七〇歳近い高齢であり、統一するような神経を持っていなかった可能性は高い。おそらく一伝本中で作者・官位表記が統一された形のものはないように思われる。また、諸伝本間の作者・官位表記異同については、

- (1) 選集過程における改変
- (2) 撰集の後、書写の段階における意図的な改変
- (3) 書写においての単純な誤写

などの理由が考えられる。そのうち、撰者である為世自身が撰集過程において改変した作者・官位表記も存在しているのではなからうか。そのような撰者による表記の改変であれば、精撰・未精撰系統を考える上で、重要なポイントとなる。このことを踏まえ本稿においては、

- (一) 作者表記・官位表記異同からみた諸伝本の関係。
- (二) 異同の内、選集過程において改変されたであろう人物の官位表記。

以上二点から続千載集の精撰・未精撰を考え選集過程を明らかにすることを目的としたい。

二、伝本分類

作者表記・官位表記異同から諸伝本の分類と関係を考えると、やはり、和歌の出入りによる分類結果を踏まえた上で考察することがよりよいと思う。よってここに、現在調査し得た三十種の伝本と分類結果をあげておくこととする。分類方法や基準歌などについては、拙稿^①に詳しいのでそれに譲ることとして、ここには、調査伝本と系統分類表のみをあげる。一応、和歌により分類した結果を簡単に述べておくと、A系統は六類、B系統は五類に分類することができる。

〈調査伝本一覽〉↓【 】内は系統分類表中の略記号

A 系統

第一類

- 1、鹿児島大学附属図書館玉里文庫蔵本(天三六・四九四)、二十一代集所収のうち四冊 ↓【玉里】
- 2、盛岡中央公民館蔵本(三八六)、四冊 ↓【盛岡】
- 3、宮内庁書陵部蔵己本(C一・九七)、二十一代集所収のうち、三冊 ↓【書己】
- 4、福田秀一氏蔵本、二十一代集所収のうち、二冊。↓【福田】

- 5、國枝利久氏藏本、もとは二十一代集所収のうちか、二冊 ↓ 【國枝】
- 6、佛敎大學附屬圖書館藏本、一冊 ↓ 【佛大】
- 7、尊經閣文庫藏本（三六三・五）、二冊 ↓ 【尊經】
- 8、正保四年版本、二十一代集所収のうち、一冊 ↓ 【正保】
- 9、無刊記版本、二十一代集所収のうち、一冊 ↓ 【無刊】
- 10、蓬左文庫藏本（二六四・二）、伝智仁親王書写、二十一代集所収のうち、三冊 ↓ 【蓬左】

第二類

- 11、多和文庫藏本（一一・二）、一冊 ↓ 【多和】
- 12、武雄市敎育委員會鍋島文庫藏本、二冊 ↓ 【鍋島】
- 13、京都府立総合資料館藏本（特・八三一・二三）、二十一代集所収のうち、二冊 ↓ 【京資】
- 14、片桐洋一氏藏本、二十一代集所収のうち、二冊 ↓ 【片桐】

第三類

- 15、桑名市博物館藏本、松平定信書写、二十一代集所収のうち、四冊 ↓ 【桑名】
- 16、宮内庁書陵部藏乙本（四〇三・一二）、二十一代集所収のうち、三冊 ↓ 【書乙】
- 17、宮内庁書陵部藏丙本（五〇三・二四八）、伝三条実香書写、二冊 ↓ 【書丙】

第四類

作者・官位表記異同にみる『統千載和歌集』の諸伝本と撰集過程

作者・官位表記異同にみる『統千載和歌集』の諸伝本と撰集過程

六

18、内閣文庫蔵本（二〇〇・一二五）、二冊 ↓ 【内閣】

19、河野美術館蔵甲本（一〇一・六八二）、二十一代集所収のうち、二冊 ↓ 【河甲】

20、京都大学文学部図書室蔵本、庭田雅行書写、勅撰九代和歌集のうち、二冊 ↓ 【京大】

第五類

21、小保内道彦氏（稻荷文庫）蔵本、二冊 ↓ 【小保】

第六類

22、久保田淳氏蔵本、伝烏丸冬光書写、二冊 ↓ 【久保】

B 系統

第一類

23、陽明文庫蔵本（近・七・五三）、十三代集所収のうち、二冊 ↓ 【陽明】

第二類

24、宮内庁書陵部蔵丁本（五〇八・二〇八）、飛鳥井雅章書写、二十一代集所収のうち、二冊 ↓ 【書丁】

25、高松宮蔵甲本、二冊 ↓ 【高甲】

第三類

26、高松宮蔵乙本（も・一四）、二十一代集所収のうち、二冊 ↓ 【高乙】

27、宮内庁書陵部蔵戊本（五一〇・二三）、吉田兼右書写、二十一代集所収のうち、二冊 ↓ 【書戊】

第四類

28、宮内庁書陵部蔵甲本(四〇〇・七)、二十一代集所収のうち、二冊 ↓【書甲】

29、河野美術館蔵乙本(二二〇・七七七)、伝細川持之書写、二冊 ↓【河乙】

第五類

30、早稲田大学蔵本(九一一・N七三・二二一「三」)、二十一代集所収のうち、二冊 ↓【早大】

〈系統分類表Ⅰ〉

凡例

・表中の「○」は基準歌があることを示し、「×」は無いことを示す。「△」は歌が細書き補入されていることを示し、「▽」は歌がイ本表記によって細書き補入されていることを示す。早大本にある「▲」は、所収場所異同を示し、一〇七でなく七〇四の次に存在することを示す。桑名本と書陵丙本にある「※」は、その歌を含み前後連続して脱落しており、基準歌の存在が定かでない場合を示し、小保内本にある「☆」は作者表記のみ存在し、歌の部分が空白で一行空いていることを示す。

・一段目が分類基準(一)、二段目が分類基準(二)、三段目が分類基準(三)の歌の出入りである。

・表中の歌番号は、新編国歌大観本の歌番号に一致し、また「A・①・あ」等は分類基準の各番号に一致する。
・表中伝本の名称は、適宜略称を用いた。

三、作者表記・官位表記の異同

右にあげた、三十種の伝本を校合した結果、いくつかの作者表記・官位表記に異同が見受けられる。その異同は、単なる誤写や、三十種の伝本のうち一伝本のみ異なるなども多く含まれているので、ここでは、そのうち特に注目すべき異同について掲出し、その表記により、分類を試みることにする。その掲出にあたっては、整理することを考え、先ほどあげた〈系統分類表Ⅰ〉に示した伝本の整理順に従い掲出することとする。

〈作者表記・官位表記異同表Ⅰ〉

凡例

- ・表中の歌番号は新編国歌大観本『統千載集』の歌番号に一致する。
- ・四六三・八一五・八六七・一八六九・二〇二三番歌の書戊（兼右筆）本の「●」「▲」表記は、▲印の付いた表（よみ人しらず）を「スリ消シ」しその上に●印の付いた表記に訂正していることを示す。
- ・表中伝本の名称は、「二、伝本分類」に示した略称を用いた。
- ・桑名市博物館本は和歌二行書きで、詞書・作者表記がないため対象外とした。

右にあげた異同表をみると、A系統第二類から第六類までの作者・官位表記異同の変化とB系統第一類から第五類にかけてのその変化とが類似しているように思われる。しかし、右表では、その関係が一見しては判断しづらいため、A系統とB系統との異同を横に並べ、今一度示してみる。本来ならば、全てを掲出すべきであるが、繁雑になるので、より顕著な傾向を示しているものをいくつか取り上げることとする。

①

新国歌大番号		作者表記異同																						
一三七	二〇二		玉里	盛岡	書己	福田	國枝	佛大	尊經	正保	無刊	蓬左	多和	鍋島	京資	片桐	書乙	書丙	内關	河甲	京大	小保	久保	
仁和寺	二品法親王守覺		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

一	陽明	○	
二	書丁		○
二	高甲	○	
三	高乙	○	
三	書戊		○
四	書甲		○
四	河乙		○
五	早大		○

③

新国歌大番号		作者表記異同																						
二七三	二〇二		玉里	盛岡	書己	福田	國枝	佛大	尊經	正保	無刊	蓬左	多和	鍋島	京資	片桐	書乙	書丙	内關	河甲	京大	小保	久保	
前大納言	言経継																							
前中納言	言経継		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
前大納言	言経継																							

一	陽明		○	
二	書丁			○
二	高甲	○		
三	高乙		○	
三	書戊			○
四	書甲			○
四	河乙			○
五	早大			○

B系統

A系統

B系統

A系統

作者・官位表記異同にみる『統千載和歌集』の諸伝本と撰集過程

⑨		新編国歌大観番号 七〇四	作者表記異同 仁和寺二品法親王守覚
○	玉里	○	盛岡
○	書己	○	福田
○	國枝	○	佛大
○	尊經	○	正保
○	無刊	○	蓮左
○	多和	○	鶴島
○	京資	○	片桐
○	書乙	○	書丙
○	内閣	○	河甲
○	京大	○	小保
○	久保	○	久保

A系統

一	陽明	○	
二	書丁		○
二	高甲	○	
三	高乙	○	
三	書戊		○
四	書甲		○
四	河乙		○
五	早大		○

B系統

⑦		新編国歌大観番号 五七三	作者表記異同 前中納言経繼 権△大納言経繼△中イ 前大納言経繼
	玉里	○	盛岡
	書己	○	福田
	國枝	○	佛大
	尊經	○	正保
	無刊	○	蓮左
	多和	○	鶴島
	京資	○	片桐
	書乙	○	書丙
	内閣	○	河甲
	京大	○	小保
	久保	○	久保

A系統

一	陽明	○
二	書丁	○
二	高甲	○
三	高乙	○
三	書戊	○

四	書甲	○
四	河乙	○
五	早大	○

B系統

④		新編国歌大観番号 三〇七	作者表記異同 從三位宣子 從二位宣子
○	玉里	○	盛岡
○	書己	○	福田
○	國枝	○	佛大
○	尊經	○	正保
○	無刊	○	蓮左
○	多和	○	鶴島
○	京資	○	片桐
○	書乙	○	書丙
○	内閣	○	河甲
○	京大	○	小保
○	久保	○	久保

A系統

⑮

編国歌大番号		作者表記異同
八九〇	前中納言経継 権大納言経継	

○	玉里
○	盛岡
○	書己
○	福田
○	國枝
○	佛大
○	尊経
○	正保
○	無刊
○	蓬左
○	多和
○	鍋島
○	京資
○	片桐
○	書乙
○	書丙
○	内閣
○	河甲
○	京大
○	小保
○	久保

B系統

A系統

一	陽明	○	
一	書丁	○	
一	高甲	○	
三	高乙	○	
三	書戊	○	
四	書甲	○	
四	河乙	○	
五	早大	○	

⑯

編国歌大番号		作者表記異同
八五四	前中納言経継 権大納言経継	

○	玉里
○	盛岡
○	書己
○	福田
○	國枝
○	佛大
○	尊経
○	正保
○	無刊
○	蓬左
○	多和
○	鍋島
○	京資
○	片桐
○	書乙
○	書丙
○	内閣
○	河甲
○	京大
○	小保
○	久保

一	陽明	○	
一	書丁	○	
一	高甲	○	
三	高乙	○	
三	書戊	○	
四	書甲	○	
四	河乙	○	
五	早大	○	

B系統

A系統

一	陽明	○	
一	書丁	○	
一	高甲	○	
三	高乙	○	
三	書戊	○	
四	書甲	○	
四	河乙	○	
五	早大	○	

B系統

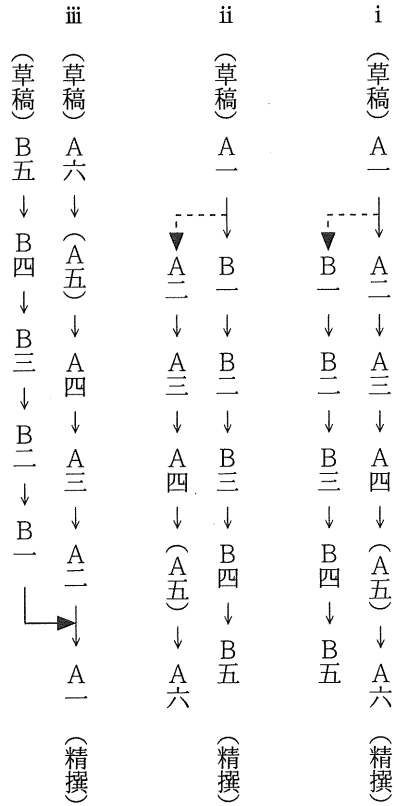
右表にあげた①(一三七)、③(二七三)、④(三〇七)、⑦(五七三)、⑨(七〇四)、⑬(八五四)、⑮(八九〇)の七例について表の分析を行なってみることとする。

- ①(一三七)は、A・一類末から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とが一致する。
- ③(二七三)は、A・二類から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とがほぼ一致する。
- ④(三〇七)は、A・一類末から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とが一致する。
- ⑦(五七三)は、A・二類から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とがほぼ一致する。
- ⑨(七〇四)は、A・二類から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とが一致する。
- ⑬(八五四)は、A・二類から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とが一致する。
- ⑮(八九〇)は、A・二類から六類への作者表記変化とB・一類から五類への異同とが一致する。

この七例についてみると、すべてに共通していることは、やはり、伝本間の作者・官位表記異同が、A系統の第二類から第六類にかけての変化とB系統第一類から第五類にかけての変化とが一致しているということである。また、ここにあげた七例のうち、③⑦⑮は「経継」、①⑨は「守覚」であり、より顕著な傾向を示しているものは、この二人の表記である。これは続千載集の伝本に關しての問題(精撰・未精撰系の決定等)を解く手がかりとなるように思われる。特に「経継」の官位表記については注目すべきであるので、後に述べたいと思う。

ともあれ、作者・官位表記の異同から続千載集の伝本の撰集過程を考えてみると、「A系統↓B系統」、あるいは「B系統↓A系統」と精撰されていったという撰集の過程は考え難い。そこで、次のように撰集過程を考えてみた。

〈撰集過程仮説〉



作者・官位表記の異同により右にあげたように伝本の関係を考えてみると、A・Bどちらがよい系統なのかなど解決しなければならぬ問題はあるものの、少なくともA系統、B系統が同時進行的に存在していることがわかるのである。

さてこの結果を踏まえた上で、和歌の出入りによる伝本分類の結果と照らし合わせてみることにする。すると、和歌の出入りの上でも、A「なみたこそ」、B「せく袖の」の二首の差し替えの基準歌以外の和歌の出入りが、

右表のように並べ替えることができようか。この表により考えてみると、基準歌①から⑳の出入りが、A系統第二类あるいは三类から第六類の流れとB系統第一類から第五類の流れが同一線上にあることがわかる。さらに、A「なみたこそ」・B「せく袖の」の歌の違いがあることから、A系統伝本とB系統伝本が平行して存在しているというように考えてよいのではなからうか。このことから、作者・官位表記異同から得られた結果と同様のことが、和歌出入りによる分類においてもいえるようであり、この両面から考えてみる限り、続千載集の撰集過程はおおよそ先にあげた〈撰集過程仮説〉i、ii、iiiのいずれかによっていると考えるとよいのではなからうか。

四、他の文献にみる複雑な撰集過程

さて、和歌出入りによる分類や作者・官位表記異同をみることによって、続千載集の撰集過程は複雑なものであることがわかった。その続千載集の複雑な撰集経緯は、他の文献にも見出すことができる。そこで、続千載集の撰集過程を探るための助けとなると思われるので、それらの文献をここに取り上げ、他の文献からみた続千載集の撰集経緯を考えてみたいと思う。

撰集経緯については、浜口博章氏「続千載和歌集の一考察」⁵⁾に述べられているので、改めて考察は行なわず、浜口氏の論に依り、官位表記・作者表記異同の考察に必要な事項のみをあげておく。

下命 文保二(1318)年十月三十日 (『歴代和歌勅撰考』・『代々勅撰部立』・『尊卑分脈』)

為世の項等)

撰集事始め 同 二(1318)年十一月三日 (『歴代和歌勅撰考』・『代々勅撰部立』等)

四季部奏覧 同 三(1319)年四月二十九日 (『歴代和歌勅撰考』・『代々勅撰部立』・『尊卑分脈』)

為世の項・『勅撰歌集一覽』等)

返納 元応二(1320)年七月二十五日 (『歴代和歌勅撰考』・『代々勅撰部立』 一本・勅撰歌集

一覽等)

次に、撰集に関して注目すべきの記事と思われるものを挙げておく。

(一) ……(略) …… 且四季奏覧元応二年七月二十五日終功返納之 (『代々勅撰部立』)

(二) ……(略) …… 同(文保)三年四月十九日且四季奏覧三ヶ年終功、元応二年七月二十五日返納

(『歴代和歌勅撰考』内「一本云」個所)

(三) 伝聞、新勅撰「号統千載／＼云々」既披露、但猶不遍、暫可被秘之由申仙洞云々、去年以一巻許中書奏覧、今年功終披露歟、未聞先例、如何。 (『花園天皇宸記』元応二年八月四日の条)

(四) 今度勅撰集「号統千／＼載集」自北山進之、自第一至第六卷先進之、次第可取替進云々、哥牀甚非珍重、自元推量不違者也、不審事等又濟々有之 (『花園天皇宸記』元応二年八月十二日の条)

作者・官位表記異同にみる『統千載和歌集』の諸伝本と撰集過程

撰集経緯に関しては主に右のようなものがあげられようか。

まず、撰集経緯に関してみると、続千載集は、文保二（一三二八）年十一月三日下命、元応二（一三二〇）年七月二十五日返納となっており、下命から返納まで二年たらずであることがわかる。さらに、四季部奏覧にいたっては撰集事始めから約六ヶ月後に行なわれている。このことから、続千載集は短期間の内にかんりの速さで撰集されたことになる。

次に、撰集に関しての他文献の記事をみると、まず、(一)(二)にあるように四季部のみ奏覧が行なわれたことがわかる。四季部奏覧の行なわれたのは文保三（一三二九）年四月二十九日である。当然これ以後返納に至るまでさらに撰集作業が進められたことは間違いの無いところである。そのことを踏まえた上で、(三)をみると、「去年以一卷許中書奏覧、今年功終披露歟、未聞先例、如何」とあり、この記事によると続千載集の撰集作業は「未聞先例」であったようである。次に(四)であるが、これも(三)と同様、花園天皇による記述である。

この記述は注目すべきものである。このうち「自北山進之、自第一至第六卷先進之、次第可取替進」によると、続千載集撰集経緯として、まず、北山（西園寺実兼）のもとには巻第一から巻第二十までが一応揃っており、その内、第一巻から第六巻（四季部のことであろう）をまず進め（四季部奏覧のことか）、以降は順次取り替えていったことがわかる。この記述は撰集当時存命であった花園天皇の記述であり、対立関係にあったとしても信用のおける記述であろう。すると、続千載集は四季部奏覧の後、出来次第取り替えることによっていくつかの系統の伝本が撰集段階で存在していた可能性が高いのである。為世と冒頭であげた為藤以下連署の人達によって同時にいくつかの撰

集過程が進められていたのかもしれない。

以上、ここにあげた続千載集に関しての文献をみる限り、現存伝本の和歌の出入りが激しく（総歌数の差三十首）、また作者・官位表記が乱れているのはこのような複雑な撰集経緯を反映していることによるものであるのではないかと考えられる。

五、経継・定房・隆長の官位表記異同からみる撰集過程

しかし、その複雑な撰集過程の中でも、作者表記・官位表記異同のうち撰集過程でおこった異同もあると思われる。そこで、撰集過程において改変されたであろう官位表記について、取り上げ、どちらの表記がよいかということを考える。このことは精撰系・未精撰系を考える上で重要な証拠となりうる可能性が高いと思われる。

さて、今回取り上げたい人物は、先にあげた〈官位表記・作者表記異同表I〉のうち、経継(③⑦⑬⑮)、定房(⑧)、隆長(⑳)の三名である。この三名を取り上げた理由としては、撰集当時の文保二(1318)年から元応二(1320)年の間に官位の昇進がみられるからである。

続千載集撰集経緯と経継・定房・隆長の官位昇進時期とを合わせて次に表示すると、

院宣・奏覧・返納	経継・定房	隆長
文保二 十月三十日院宣 十一月三日撰集事始 文保三 四月十九日四季部奏覧 元応二 七月二十五日返納	権中納言 十月二十七日「権大納言」昇進	右大弁 三月九日「右兵衛督」昇進

というようになる。表をみてわかるように、三名ともまさに撰集の真っ只中に官位が昇進している。隆長は四季奏覧の一ヶ月前に「右大弁」から「右兵衛督」へと、経継・定房の両名は、四季奏覧後約六ヶ月後に「権中納言」から「権大納言」へと昇進を果たしているのである。このことから単純に考えると、

- (一) 文保二年十一月三日から文保三年三月九日の間に作成したものは「権中納言経継」「権中納言定房」「右大弁隆長」の表記。

- (二) 文保三年三月九日から同三年十月二十七日の間に作成したものは「権中納言経継」「権中納言定房」

「右兵衛督隆長」の表記。

(二) 文保三年十月二十七日以降作成のものは「権大納言経継」「権大納言定房」「右兵衛督隆長」の表記となっておりはすである。すると、四季部奏覧の時点では、「権中納言経継」「権中納言定房」「右兵衛督隆長」の表記が妥当である。そこで、この三名の官位表記の異同から精撰・未精撰を決定出来そうであるが、この内隆長について考えてみたい。続千載集に経継は九首、定房五首入集しているのに対し、隆長は一首入集しているのみである。対象が一首であり、さらに、四季部奏覧以前に官位が昇進していることにより、未精撰から精撰への流れを考えると、その隆長の官位表記の変化をみてみたいと思う。先にあげた「官位表記・作者表記異同表Ⅰ」のうち、²²⁾の隆長についてここに掲出する。(掲出にあたり、若干の並べ替えと、表示方法を変えた。)

22)

編歌番号 新国大番 一一九七	作者表記異同	玉里	盛岡	書己	福田	國枝	佛大	尊經	正保	無刊	蓬左	多和	鍋島	京資	桐片	書乙	書丙	内閣	河甲	京大	小保	久保	
右大弁隆長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△右大弁隆長△右兵衛督イ																							
右兵衛督隆長	○																						

一	陽明	○		
二	書丁	○		
	高甲	○		
三	書戊	○		
	書甲	○		
四	河乙	○		
五	早大	○		

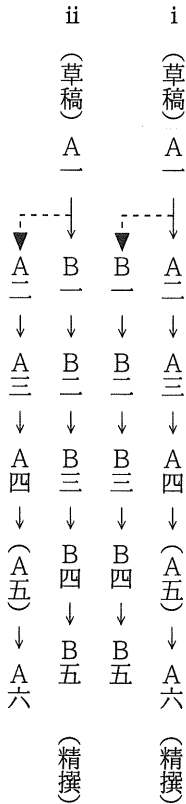
B系統

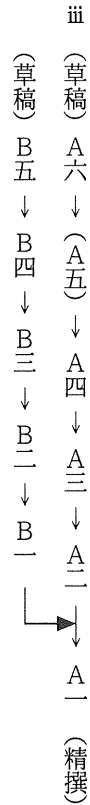
A系統

右表をみると、A系統第四類が「右大弁」となっているところは問題が残るもの、おおよそA系統第一類を草稿としてA系統第六類、あるいはB系統第五類へと精撰されていたと考えられる。しかし、井上宗雄氏^⑥は、冬教が「左近大将」に昇進した時期に注目し、A系統第一類（総歌数がもっと多い二二四八首の系統）を精撰本とされておられる。この指摘は、隆長の官位表記による考察と相反するものであり、注目すべきもので、この井上氏の論をも含め慎重に検討すべきである。

六、続千載集の撰集過程とA・B両系統の関係

以上、「作者・官位表記異同」「他文献にみる撰集経緯」「経継・定房・隆長の官位表記異同」とみてきたが、ここで、これら各々の結果を踏まえた上で、先にあげた〈撰集過程仮説〉i ii iiiを再度ここに掲出し再考してみたい。





i ii に関していえば、精撰本がA六であるかB五であるかの違いであって、流れとしては、草稿がA一でそこからA六、あるいはB五へと精撰されていく過程を表している。「作者・官位表記異同」「経継・定房・隆長の官位表記異同」からみる限り、続千載集の撰集過程はこのi、iiの何れかであった可能性が高いと思われる。もっとも、先に述べた井上氏の論を中心に考えると、iiiのA六、B五からA一へと精撰されて行った可能性も捨てきれないものである。しかしながら、今回の考察の結果、A「なみたこそ」B「せく袖」の伝本の系統は、作者表記、和歌の出入りの両面から考える限り、A二からA六(あるいは、A六からA二)への流れとB一からB五(あるいは、B五からB一)への流れは平行して存在していることは確かであろう。

では、A系統とB系統はどのような関係なのであろうか。このことに関して以前も若干述べたが、現段階で稿者は結論を得ることは出来ていない。そこで、現在考えているいくつかの可能性を列挙しておきたいと思う。

(一) A系統とB系統は撰集当時、同時進行で、存在していた。(為世と為藤以下連署の面々が二系統同時に撰集していたのではなからうか。)

(二) 『花園天皇宸記』にある「次第可取替進」の記事から取り替えている間に差し替えが行なわれ、差し替え以前の系統と以後の系統により、A系統とB系統が現在存在している。

(三) 撰集当時はA系統のみ存在していたが、後に何らかの理由で、A「なみたこそ」の歌がB「せく袖

の」の歌に差し替えられてしまった¹⁷⁾。

以上のようなことをA系統とB系統の関係について考えている。このことについては引き続き課題とし、解決の方法を探っていきたいと思う。

七、おわりに

作者・官位表記異同を手がかりに続千載集の撰集過程というものを考えてみた。和歌の出入りでの分類のみでは、複雑であり、各伝本の関係や先週過程、精撰・未精撰の問題を考えることは困難であった。しかし、今回、作者・官位表記異同から諸伝本をみてみた結果を加え考えてみた結果、仮説であり、結論として決定的なものではないが、続千載集の撰集過程を三つに絞ることができた。今回の結果と仮説を踏まえ、今後さらに続千載集の諸伝本の位置付け、A系統とB系統の関係、撰集過程を考えていくことが大切であるが、この問題を解決する方法として、①今回あげた作者・官位表記異同においてどちらの表記がよいのかを考える。②諸伝本の本文校合を行ないその本文異同から伝本間の関係を考える。③さらに未調査伝本の調査を進める。などがあり、これらの方法によってさらに研究を進め、続千載集の伝本について明らかにしていきたいと思う。

- (1) 『統千載和歌集』諸本論』(『和歌文学研究』第八十号・平成十一(二〇〇〇)年六月)
- (2) A「なみだこそ」、B「せく袖の」の歌によって大きく二系統にさらに、①から④の歌の出入りにより、Aを有する系統(A系統と称する)は六類に、Bを有する系統(B系統と称する)は五類に分類できる。このことに関して、詳しくは注(1)にあげた拙稿を参照されたい。
- (3) 「中世私撰和歌集の考察」(『文学・語学』第十五号・昭和三十五(一九六〇)年三月)
- (4) 注(1)に同じ。
- (5) 「統千載和歌集の一考察」(『中世和歌の研究—資料と考証—』(新典社研究叢書32) 新典社・平成二(一九九〇)年三月)
〔初出は、『甲南大学紀要文学編40』昭和五十六年三月〕
- (6) 『校註国歌大系』第四卷(七九八頁)による。
- (7) 九州大学附属図書館細川文庫蔵。国文学研究資料館マイクロフィルムによる。
- (8) 『新訂増補国史大系』第五十八卷(二九六頁)による。
- (9) 四季奏覧の一日前の文保三年四月二十八日に「元応」と改元。当時ははまだ文保三年という元号が通行していたか。
- (10) 神宮文庫蔵本による。
- (11) 『増補資料大成』第二巻
- (12) 『花園天皇宸記』にいう「次第可取替進」という記述からすると出来次第取り替えていったことになる。この出来次第というのは、一巻ずつ(例えば恋一のみ)取り替えたのか、それとも四季部以外の残りの部分(巻第七から巻第二十)を一気に取り替えたのかは定かでない。しかし、和歌の出入り、官位表記の乱れ等を考えると、一巻ずつ、あるいはそれに近い形で取り替えていったと考えるほうが妥当であろう。このことからこの取り替える段階でいくつかの違った伝本が撰集の段階で存在したと考えてよいであろう。A「なみだこそ」B「せく袖の」の歌が差し替えるもこの段階で行なわれたか。
- (13) 当時の撰集において、連署である為藤・為定・定為・長舜・国冬・国道の六名が撰集にどこまで関わったかということは

わからない。撰者が為世ということを考えると、十四番目の『玉葉和歌集』に強烈な対抗意識がみ受けられることから、為世一人による撰集であった可能性は高い。しかし、為世も大変な高齢であり、この点からみると為藤、あるいは定為が深く撰集に関わっていた可能性もあるのではないか。もしそうならば、同時に二系統の伝本が同時進行しているのもよいであろう。

(14) 経継・定房は入集歌数も多く、官位表記異同が複雑であり、また、四季部奏覧以降の官位の昇進であることから、奏覧した四季部は改変を行なわなかったとすると、四季部と四季部以外の官位表記が違う可能性もあり、精撰・未精撰を考える上で若干複雑であると思われるので、隆長の官位の昇進に絞って今回は考察を試みた。先に述べた経継・定房の官位の昇進と伝本の関係については稿を改めて述べたいと考えている。

(15) 「一条法印定為について」(『國學院雑誌』第一〇一卷第一号・平成十一(二〇〇〇)年一月) ここにおいて井上氏は、冬教が左近大将となったのは元応二年四月十二日で完成の三ヶ月前のことで、これにより兼右本に細字歌(稿者が分類基準とした歌にほぼ一致する)は補入歌ではないかと推測されており、また、その細字歌の作者が二条派系の人が多く、また為世が撰集にあたり広く歌を求めた(歌人層の拡大)ということを取り上げ、二一四八首のものが最終形態であろうと推測されておられる。

(16) 注(一)にあげた拙稿に「II、権律師実性のA「なみたこそ」、B「せく袖の」の歌の差し替えについて」という節を立て若干ふれている。

(17) A「なみたこそ」の系統が正当な撰集の流れであって、その後、書写者が統千載集のよりよい本文を制定する段階で、B「せく袖の」の歌を何らかの資料(統千載集の草稿的なもの、あるいは全く関係の無いところ)から採りB系統本が作られ、その一本から派生し、A系統本と校合することにより、B系統のような撰集の流れできあがった。ここから、A系統と同一の流れを持ったB系統ができてしまい、あたかもA系統とB系統とが平行して存在しているようにみえると考えるところこのような仮説も成り立つのではないか。